

広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業

落札者決定基準

令和5年3月

岡山県西部衛生施設組合

目 次

1	本書の位置づけ	1
2	事業者選定の概要	1
(1)	事業者選定方式	1
(2)	事業者の選定方法と選定の体制	1
3	審査の手順	3
4	入札参加資格審査	4
5	事業提案審査	4
(1)	入札書類の確認	4
(2)	基礎審査	4
(3)	非価格要素審査	4
(4)	価格要素点の算定	5
(5)	最優秀提案者の選定	5
6	落札者の決定	6
(1)	落札者の決定	6
(2)	結果及び評価の公表	6
(3)	落札者を決定しない場合の措置	6

1 本書の位置づけ

広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、PFI 法に準じ広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定を行うに際し、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に配布する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、落札者を決定するに当たって、最も優れた提案を行った入札参加者を選定するための方法及び評価基準等を示し、入札参加者の行う提案等に具体的な指針を示すものである。

2 事業者選定の概要

(1) 事業者選定方式

本事業を実施する事業者には、施設を整備し、その後の維持管理及び運営業務を通じて、効率的かつ効果的に、併せて安定的かつ継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力及び経営ノウハウ等を総合的に評価して選定することが必要である。そこで、事業者の選定に当たっては、入札価格（入札価格計算書（様式A-4）に示す各サービス対価をいう）に加え、岡山県西部衛生施設組合（以下「組合」という。）の要求するサービス水準との適合性及び維持管理及び運営業務における遂行能力や事業計画の妥当性、更に資金調達計画の確実性やリスク負担能力等を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価一般競争入札方式により行う。

(2) 事業者の選定方法と選定の体制

事業者の選定は、入札参加資格審査及び事業提案審査により行う。

入札参加資格審査においては、組合が入札参加者の参加資格について、入札説明書に示す参加資格要件を満たしているかを審査する。なお、入札参加資格審査の結果は、事業提案審査における評価には反映させない。

事業提案審査においては、基礎審査を組合が行う。非価格要素審査は、組合が設置した学識経験者等で構成する「岡山県西部衛生施設組合広域連携拠点施設（熱利用施設）事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）が行った上で、非価格要素点及び価格要素点を合わせた総合評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定し、組合に選定結果を報告する。組合は委員会からの報告を受けて、落札者を決定する。

委員会の委員は、次のとおりである。

(敬称略)

役職	氏名	所属等
委員長	吉長 成恭	一般社団法人 ちゅうごく PPP・PFI 推進機構 代表理事
副委員長	川口 義洋	津山市総務部財産活用課 課長, 国土交通省 PPP サポーター
委員	森脇 大輔	株式会社日本政策投資銀行 岡山事務所 所長
委員	松浦 良彦	笠岡市副市長
委員	猪原 慎太郎	井原市副市長
委員	松田 勝久	浅口市副市長
委員	赤木 功	里庄町副町長
委員	山縣 幸洋	矢掛町副町長
委員	小田 幸裕	岡山県西部衛生施設組合事務局長

3 審査の手順

審査の手順は、次のとおりとする。

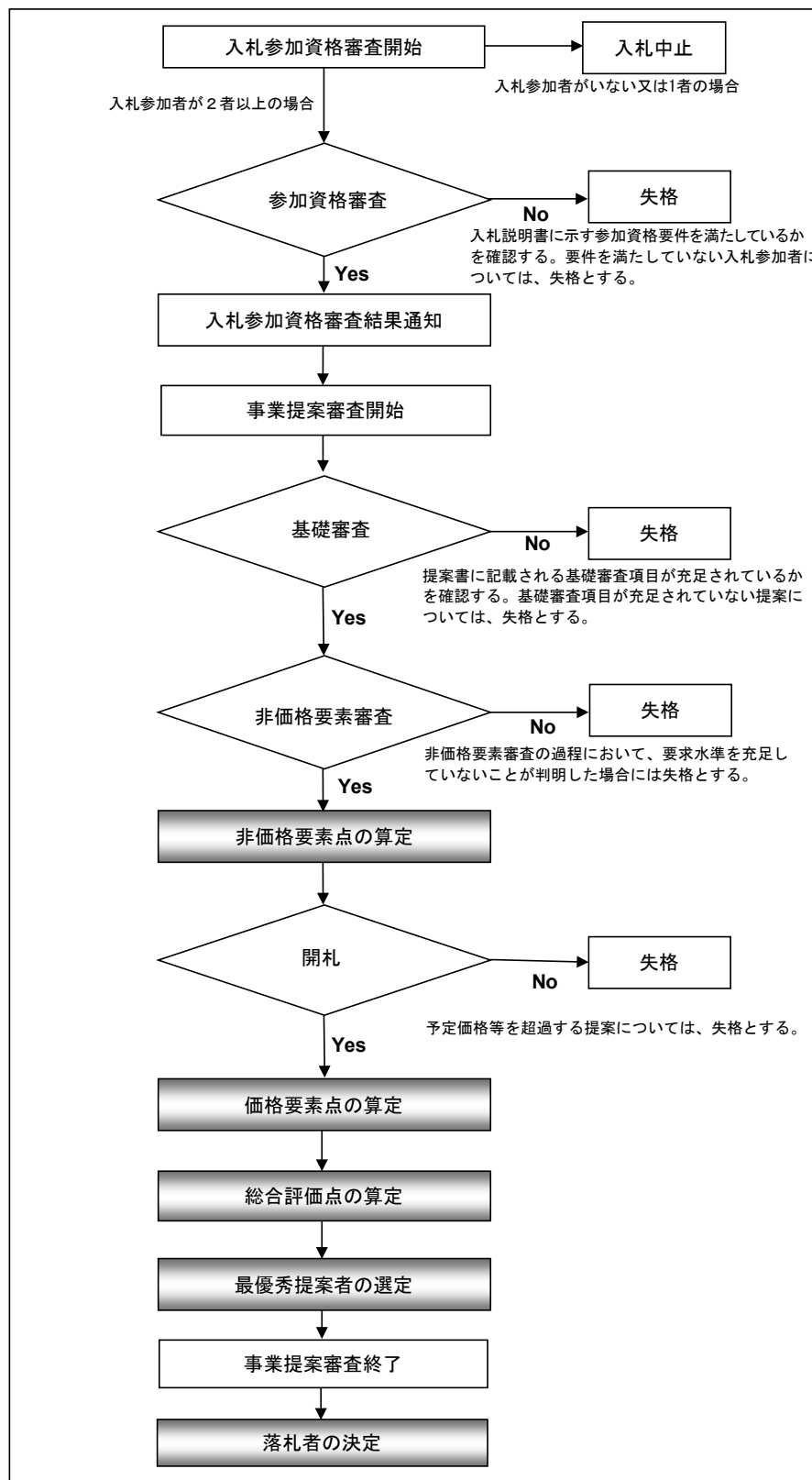


図 1 審査の手順

4 入札参加資格審査

入札参加者の代表企業、構成企業及び協力企業が、入札説明書に示す参加資格の要件を満たしているかどうかを組合が審査し、要件を満たしていない項目があれば失格とする。

なお、入札参加者がいない又は1者の場合は、入札を中止する。

5 事業提案審査

(1) 入札書類の確認

提出された入札書類がすべて入札説明書の指定どおりに揃っているか確認する。

(2) 基礎審査

入札参加者の提案内容が、組合が求める最低限の基準を満たしていることを確認するため、基礎審査を実施する。確認の結果、次の条件を満たしている場合は適格とし、満たしていない場合は失格とする。

【提出書類の整合確認】

- ・必要な書類が揃っているか。
- ・書類間の整合が図られているか。

【事業提案書の要求水準確認】

- ・事業提案内容が要求水準を満たしているか。

(3) 非価格要素審査

基礎審査において適格とみなされた提案について、委員会において性能評価として非価格要素審査を行う。非価格要素審査は、入札参加者の提案内容について、次に示す非価格要素について採点基準に応じて得点（加点）を付与し、非価格要素点を算定する。非価格要素点は最大700点とし、その内訳は「別紙2 非価格要素審査の評価項目及び配点」に示す。なお、非価格要素審査に基づく非価格要素点の算定に当たり、小数点以下がある場合は第2位を四捨五入するものとする。

非価格要素審査項目	配点	備考
事業計画全般に関する事項	90	配点の割合※：最大700点中 12.9%
統括管理業務に関する事項	10	〃 1.4%
設計業務に関する事項	215	〃 30.7%
建設・工事監理業務に関する事項	40	〃 5.7%
開業準備業務に関する事項	20	〃 2.9%
維持管理業務に関する事項	75	〃 10.7%
運營業務に関する事項	115	〃 16.4%
入札参加者独自の提案に関する事項	135	〃 19.3%
合計	700	

【採点基準】

評価	採点基準	得点
A	各評価項目に関して特に優れている	配点×1.00
B	AからCの間	配点×0.75
C	各評価項目に関して優れている	配点×0.50
D	CからEの間	配点×0.25
E	要求水準書を満たす程度	配点×0.00 (加点なし)

(4) 価格要素点の算定

総合評価点を算定する際の価格要素点については、次式により価格要素点を算定する。

各価格要素点の計算に当たっては、小数第2位を四捨五入し、価格要素点の上限を300点とする。

<p style="text-align: center;"> 価格要素点 = ①設計及び建設・工事監理業務に係る価格要素点 (最大150点) + ②開業準備、維持管理及び運営業務に係る価格要素点 (最大150点) </p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;"> ①設計及び建設・工事監理業務に係る価格要素点 = $\frac{\text{最低の「入札価格①」}}{\text{「入札価格①」}} \times 150$ ※¹ </p> <p style="text-align: center;"> ②開業準備、維持管理及び運営業務に係る価格要素点 = $\frac{\text{最低の「入札価格②」}}{\text{「入札価格②」}} \times 150$ ※² </p> </div>
--

※1 入札価格①は、事業提案審査に関する提出書類 様式A-4に記載する「①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」の額とする。

※2 入札価格②は、事業提案審査に関する提出書類 様式A-4に記載する「②開業準備業務のサービス対価」と「③維持管理及び運営業務のサービス対価」の合計額とする。

(5) 最優秀提案者の選定

非価格要素点と価格要素点を、次の式に基づいて加算した値を総合評価点とし、総合評価点が最大となった入札参加者を最優秀提案者として選定する。

ただし、総合評価点と同点の入札参加者がいる場合は、非価格要素点が最も高い者を最優秀提案者とする。また、非価格要素点も同点の場合は、価格要素点のうち、開業準備、維持管理及び運営業務に係る価格要素点がいずれも最も高い者を最優秀提案者とする。なお、開業準備、維持管理及び運営業務に係る価格要素点も同点の場合は、当該入札参加者にくじを引かせて順位を決定する。くじを引く順番は、

入札参加資格審査申込書を提出した順とする。当該入札参加者が不在等の理由により、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係ない組合職員が代わりにくじを引き、順位を決定する。

総合評価点＝非価格要素点（最大 700 点）＋価格要素点（最大 300 点）
--

6 落札者の決定

(1) 落札者の決定

組合は、事業提案審査の結果に基づいて選定された最優秀提案者を踏まえ、落札者を決定する。

(2) 結果及び評価の公表

落札者の決定結果は、各入札参加者の代表企業に通知するほか、結果の概要、審査講評を組合のホームページ等で公表する。

(3) 落札者を決定しない場合の措置

入札参加者の募集時において、参加者がいない又は1者の場合は入札を中止する。また、評価及び落札者の決定において、最終的に入札参加者がいない場合には、落札者を決定せず、その旨を組合のホームページ等で速やかに公表する。

なお、事業提案審査時において1者となった場合は入札参加資格審査及び事業提案審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該提案を最優秀提案として選定する。

ただし、入札参加資格審査及び非価格要素審査を除く事業提案審査において失格となった場合並びに非価格要素審査において事業者として適切ではないと判定された場合は、本件入札は成立しないものとする。